

## 別紙

### 部活動の実施における遵守事項（令和4年4月5日から）

#### 遵守事項

- 学校関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開については学校医等に相談した上で慎重に判断すること。
- 顧問等の立ち会いの下、活動を行うこと。
- 活動日数及び時間は、※「運動部活動運営・指導の手引」を基に各校で定めた「部活動の方針」の内容を遵守し、午前又は午後のみ活動とすること。  
ただし、練習試合等を実施する場合はこの限りではないが、できる限り短時間での活動とすること。その際に、やむを得ず昼食をとる場合は、場所、間隔等に十分配慮すること。
- 練習会場の広さに対する部員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとや男女別に分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。  
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 練習後は校内外を問わず、集団で飲食をしないよう、指導を徹底すること。